主 原判決を破棄し、本件を松山地方裁判所に差し戻す。 理 由

上告代理人木原鉄之助の上告理由第一、二、三点について、

上告人の本訴請求は、原判決添付別紙目録記載の土地(本件土地)は上告人外五 名の共有であつて、上告人は、本件土地につき一五分の二の共有持分権を有してい るところ、本件土地につき被上告人らの経由している上告人主張の本件仮登記のう ち、訴外Aの共有持分(一五分の二)を除くその余の上告人及び訴外B外三名の共 有持分一五分の一三についての仮登記部分は実体関係を伴わない無効なものである から、被上告人らに対し、右共有持分一五分の一三についての本件仮登記の一部抹 すなわち、本件仮登記をAの有する持分一五分の二に対する所有権移転請求権 保全の仮登記に更正登記手続を求めるというにあることは、記録上明らかである。 ところで、原審は、本件土地は、もと訴外Cの所有であつたが、同人は昭和四一 年一月八日死亡したので、同人の妻である訴外B(相続分は一五分の五)及び子である上告人、同A、同D、同E、同F(以上五名の相続分は各一五分の二)の六名 が共同相続し、同人らは本件土地につき石相続分の割合にしたがつて共有持分権を 取得したこと、ところが、本件土地については、その後松山地方法務局昭和四三年 四月一〇日受付第一二三五九号をもつて昭和四一年一月八日相続を原因として右〇 からAに所有権移転登記がなされ、ついで同法務局昭和四三年六月二七日受付第二 二四二七号をもつて同年六月二五日の売買を原因としてAから被上告人両名(持分 は各二分の一) に所有権移転請求権保全の仮登記(本件仮登記)がなされていると の事実を確定した上(以上の事実についでは当事者間に争いがない)、その後上告人が昭和四一年二月一八日その共有持分権を放棄した旨の被上告人ら主張の抗弁は証拠上認め難いから、結局上告人は本件土地につき現に一五分の二の共有持分権を 有しているとして、本件仮登記中、右上告人の有する共有持分権一五分の二に相当 する部分についての抹消(更正)登記手続を求める限度で上告人の本訴請求を認容 したが、上告上及びAを除く他の共有者であるBら四名の共有持分計一五分の に相当する部分についての仮登記の抹消(更正)登記手続を求める上告人の請求部分については、更正登記手続を求める請求は、性質上不可分債権(原判決理由中、 不可分債務とあるは不可分債権の誤りと解せられる)ではないから、不可分債権の類推適用によつて他の共有者の共有持分についての抹消を求めることはできず、また、本件仮登記中上告人以外の共有者の共有持分権についての仮登記の一部抹消 (更正) 登記手続を認める判決をしても、該判決の既判力、執行力は上告人以外の 他の共有者には及ばないから、他の共有者にとつては実益がないし、さらに、他の 共有者がその権利保護を求めたいのであれば、みずから権利を主張して訴訟を提起 すれば足りるとし、結局上告人の右請求部分を、訴の利益を欠く不適法なものであ るとして却下した。

有権を妨害していることになるから、その他の共有者らの中の一人は、共有物の保存行為として単独て第三者に対して右登記の更正を請求しうるものといわねばならない。けだし、右の場合は、前に判示した共有不動産につき不正に登記名義人となっている第三者に対する登記抹消の請求と同様に理解されるからである。

よつて、民訴法四〇七条一項に従い、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 松本冬樹 裁判官 後藤勇 裁判官 磯部有宏)